

指定野菜価格安定対策事業（指定産地）

法令等	野菜生産出荷安定法														
事業主体	独立行政法人農畜産業振興機構														
登録出荷団体等	全国農業協同組合連合会長崎県本部														
対象野菜	重要野菜：キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい 調整野菜：春だいこん、夏だいこん、春はくさい、夏はくさい、にんじん、レタス ※重要野菜及び調整野菜は需給調整対策への参加義務 一般野菜：きゅうり、さといも、トマト（ミニトマトを含む）、なす、ねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう、ピーマン （14品目）														
産地要件	面積	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>一般型</td> <td>複合型 〔複数の品目について指定産地となっている区域〕</td> </tr> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td>20ha以上</td> <td>16ha以上</td> </tr> <tr> <td>果菜類(夏秋もの)</td> <td>12ha以上</td> <td>9.6ha以上</td> </tr> <tr> <td>果菜類(冬春もの)</td> <td>8ha以上</td> <td>6.4ha以上</td> </tr> </table>		一般型	複合型 〔複数の品目について指定産地となっている区域〕	葉茎菜類・根菜類	20ha以上	16ha以上	果菜類(夏秋もの)	12ha以上	9.6ha以上	果菜類(冬春もの)	8ha以上	6.4ha以上	*大規模生産者は、すべての区分について おおむね 1.6ha 以上
		一般型	複合型 〔複数の品目について指定産地となっている区域〕												
葉茎菜類・根菜類	20ha以上	16ha以上													
果菜類(夏秋もの)	12ha以上	9.6ha以上													
果菜類(冬春もの)	8ha以上	6.4ha以上													
共販率	2 / 3 以上 <特例> 共販量がおおむね 2,000 t（ねぎ 1,000t、ほうれんそう 800 t、さといも 400 t）以上 … 1 / 2 以上														
資金造成		A 平均価格＝平成 16 年～平成 21 年度の市場価格を企業物価指数で修正した価格の平均 B 保証基準額＝A×0.9（2 捨 3 入 50 銭単位） C 最低基準額＝A×0.6（4 捨 5 入） （標準） <table border="0"> <tr> <td rowspan="4">}</td> <td>特例 50 は</td> <td>C×5/6</td> </tr> <tr> <td>特例 55 は</td> <td>C×11/12</td> </tr> <tr> <td>特例 65 は</td> <td>C×13/12</td> </tr> <tr> <td>特例 70 は</td> <td>C×7/6</td> </tr> </table> D 資金造成単価＝（B－C）×（基本補填率＋特別補填率） 基本補填率：産地区分により変動 I 区分＝0.9 II 区分＝0.8 III 区分＝0.7 特別補填率：0.1（一般指定野菜は任意申込）		}	特例 50 は	C×5/6	特例 55 は	C×11/12	特例 65 は	C×13/12	特例 70 は	C×7/6			
		}	特例 50 は		C×5/6										
特例 55 は	C×11/12														
特例 65 は	C×13/12														
特例 70 は	C×7/6														
負担割合	重要野菜 国：65.0% 県：17.5% 生産者等：17.5% 調整野菜・一般指定野菜 国：60.0% 県：20.0% 生産者等：20.0% * J A は生産者等負担のうち、新規予約・増量及び造成単価のアップ分のみ全農長崎が 3.3%【重要野菜は 3.6%】負担														